

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除
根拠法令及び条項		租税特別措置法第35条の3
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	租税特別措置法施行令第23条の3 租税特別措置法施行規則第18条の3の2
	基準 (未設定の場合はその理由)	低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について（国土交通省不動産・建設経済局 不動産市場整備課長通知）
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年10月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日
	設定等年月日	令和6年10月1日設定（令和 年 月 日最終変更）